

# 大分市商店街等防犯カメラ設置事業補助金

## 1. 事業の目的

犯罪の防止を図り、地域の安全・安心を保つこと目的として、防犯カメラの新設、増設、及び更新をしようとする商店街等に対し、経費の一部を補助する。

## 2. 補助対象商店街

- (1) 商店街振興組合 ※「商店街振興組合法」第2条第1項に規定する組合
- (2) 商店街をその地区内に有する事業協同組合  
※「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項第1号に規定する組合
- (3) 任意に組織された商店街
- (4) 大分市都町活性化協議会
- (5) 野津原町商工会
- (6) その他市長が特に必要と認める団体

## 3. 補助対象事業 ※補助対象商店街が行い、不特定多数の者が利用する公道を撮影するものに限る。

- (1) 防犯カメラの新設
- (2) 防犯カメラの増設
- (3) 防犯カメラの更新

## 4. 補助対象経費

- (1) 映像撮影機器、映像記録装置その他防犯カメラのシステムを構成する機器
- (2) 防犯カメラを設置する支柱の購入及び設置に要する経費（既存の設備の撤去に要する経費を含む。）
- (3) 防犯カメラを設置したことを証する表示板等の購入及び設置に要する経費
- (4) 電力会社等に対する事務手数料

※ただし、以下の費用は補助対象外とする。

- (1) 土地の造成及び土地、建物等の使用、取得または補償に要する費用
- (2) 防犯カメラのシステムの維持または管理に要する経費（電気料金及び賃借に要する経費を含む。）

## 5. 補助率・補助上限額

補助対象経費の5分の4、上限200万円

## 6. 実施期間

令和5年9月1日（金）～令和6年2月29日（木）※実績報告書類の提出締切

## 7. 事業の流れ

